

## 貯金規定の一部改正について

休眠預金等（最後のお取引から 10 年以上経過している預金等）を、民間公益活動の促進に活用する休眠預金活用法（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が平成 30 年 1 月 1 日に施行されます。

今般、休眠預金等活用法の施行に伴い、平成 29 年 12 月 29 日より貯金規定を一部改正することといたします。

### 【対象となる貯金規定】

- ① 当座勘定規定
- ② 普通貯金規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 営農貯金規定
- ⑤ こども貯金規定
- ⑥ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑦ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑧ 貯蓄貯金規定
- ⑨ 納税準備貯金規定
- ⑩ 出資予約貯金規定
- ⑪ （自動継続）スーパー定期貯金規定（単利型・複利型）
- ⑫ （自動継続）大口定期貯金規定
- ⑬ （自動継続）期日指定定期貯金規定
- ⑭ （自動継続）変動金利定期貯金規定（単利型・複利型）
- ⑮ （自動継続）据置定期貯金規定
- ⑯ 定期積金規定
- ⑰ 積立式定期貯金規定
- ⑱ 通知貯金規定
- ⑲ 「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金＜単利型＞・大口定期貯金）

### 【改正内容】

休眠預金等活用法施行に伴い、以下の内容等を規定内に追加しました。

- ✓ 休眠預金等活用法に係る異動事由
- ✓ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ✓ 休眠預金等代替金に関する取扱い

※ 休眠預金等活用法の詳細につきましては、内閣府ホームページでご確認ください。

※ 改正後の貯金規定、新旧対照表をご希望の際は、窓口職員にお申し出ください。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。